

# 中川村美しい村づくり協議会要綱

## (趣旨及び設置)

第1条 中川村は、小さくても素晴らしい地域資源を持つ町や村が自らの地域に誇りを持ち、住民によるまちづくり活動を展開することで地域の活性化を図ることを目的として活動を進める、NPO法人「日本で最も美しい村」連合（以下「連合」という。）に、平成20年10月に加盟した。中川村の美しい自然景観や伝統文化など地域の資源・財産を大切にするとともに、“美しい村”を一つのキーワードとして、地域資源を活用して地域と経済の活性化、ひいては持続可能な共同体の形成に繋げるよう、住民一体となって村づくりを進めるため、中川村美しい村づくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 協議会は、本会の趣旨に賛同して、美しい村づくりの活動に取り組む村内の組織、団体及び連合会員をもって組織する。

## (会長及び副会長)

第3条 協議会に会長、副会長を置く。

2 会長は、村長がその任にあたり、副会長は、会員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

## (幹事会)

第4条 協議会の活動を推進するため、幹事会を置き、8人以内で組織する。

2 幹事は、会員の互選により選出する。

## (任期)

第5条 副会長及び幹事の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 選任された者が組織・団体の代表者の場合は、その者の任期とし、交替した場合は前任者の残任期間とする。

## (会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

## (顧問)

第5条 協議会に対する助言や協力を得るため、必要に応じて顧問を置くものとする。

## (事務局)

第6条 協議会の事務局は、中川村役場総務課に置く。

## (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協議会において決定する。

## 附 則

この要綱は、平成23年10月25日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成30年2月8日から施行する。